

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-28

リスク・アプローチと監査保証

KISHI, Makito / 岸, 牧人

(出版者 / Publisher)

法政大学経営学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei journal of business / 経営志林

(巻 / Volume)

45

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

59

(終了ページ / End Page)

68

(発行年 / Year)

2008-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00007892>

[論 文]

リスク・アプローチと監査保証

岸 牧 人

目次

1. はじめに
2. リスク・アプローチと監査保証—GAASとの関連—
3. リスクと保証—レトリックと制約条件—
4. リスク・アプローチと証拠活動
5. 監査リスクの統制過程と試査範囲の決定局面における判断リスク
6. 判断リスクと監査保証
7. おわりに

1. はじめに

財務諸表監査における監査人の立証活動の中核は、経営者の主張を立証すべく自らが設定した監査要点に対する証拠活動として説明される。このことは、監査の本質的機能である証明機能の枠内で、具体的立証対象の監査証拠に基づく立証を集め、最終的には財務諸表の適正性という抽象的立証対象の立証に結びつけていくという原理的構造を有するものである。

これに対して、現在の監査実践上の前提技法であるリスク・アプローチにおいては、監査人は特定の財務諸表項目における重要な虚偽表示の発生リスクを評価し、所与である監査リスクを達成すべく試査の範囲、実施時期、実施方法を策定する。すなわち、リスク・アプローチは、財務諸表項目に含まれる重要な虚偽の表示のリスクを統制し、これを最終的に財務諸表全体として重要な虚偽の表示のリスクを許容可能な水準以下に抑制することに結びつけていくという監査実践のスキームを提供するものである。このことによって、監査人は証拠活動の場を得て、立証の原理的活動を監査実践の中で実現することが可能となる。

のことから、リスク・アプローチと監査保証

は、監査実践において不可分の関係であり、択一的に監査意見形成に作用するものではなく、監査人の立証活動において複合的に機能することは論を待たない。しかしながら、一部において両者を補数関係にあるものとして解される場合もある。では、監査保証の視点から両者はどのように「複合的に機能する」のか。すなわち、ひとつの監査人の活動・思考がひとつの結論を導出し、立証対象に対する監査人の結論に対して自己の確信度が生成されるとする監査保証論の基本的枠組みにおいて、両者がいかに位置づけられ、また監査保証の説明変数としていかなる効果を發揮するのか。本報告では、この点を中心論点として、以下においてリスク・アプローチと監査保証との関連について論じる。

2. リスク・アプローチと監査保証—GAASとの関連—

リスク・アプローチは、監査実践上の前提技法としてすでに浸透、定着しており、GAAS の一部を構成している。一方で、監査保証は用語としては監査基準に現れているが、明確な定義や概念規定はなく、むしろ一般用語として使用されている感がある。GAAS が監査論上の理論体系を網羅し、監査の「あるべき姿」を示したものではなく、あくまで監査実践上の指針としての性質を有するものであるという視点からとらえた場合には、この点はさほどの問題ではない。しかしながら、一方で、監査論上の諸概念や原理原則を収斂し、学問上のフレームワークとしてとらえた場合には、GAAS は多くの監査論研究者や実務従事者に参照、引用され、自己の論理展開の動力として利活用されるという側面をも有するものである。このことから、リスク・アプローチと監査保証の関連を考

察する上では、両者の GAAS 上での概念整理、および位置づけを再考することは不可欠であるといえる。そこで、本節では、以下においてリスク・アプローチと監査保証について、両者の GAAS 上の位置づけ、とりわけ発生源泉について考察し、両者の関連および属性上の相違を図1にそって説明する。

図1. 監査実践、監査理論と GAAS

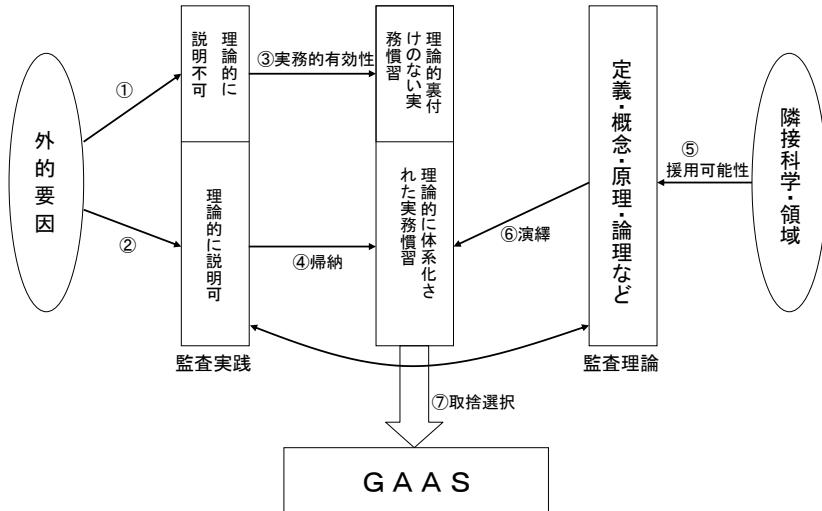


図1の左辺は監査実践からの GAAS 形成を示している。(ただし、ここでいう監査実践とは、慣習としての監査実務のほか、実務従事者による監査技法の研究開発活動も含む。) GAAS が制度としての監査を前提としている以上、制度上の規定がまず外的要因として監査実務を要請する。このほか、たとえば監査に対する社会的期待や批判、これらに対する実務上の対応や解決策なども外的要因として監査実践に影響を与える。リスク・アプローチでいえば、粉飾決算の摘発・防止に対する社会的期待や、監査機能の充実強化といった金融行政上の要請、また監査の効率性・有効性に対する監査実務界からの要請などがこれにあたる。ただし、外的要因の影響により監査実践に取り込まれたものの中には、理論的に説明が不可能なもの(①)と説明が可能なものの(②)とがありうる。①については、たとえば、「強制評価減の判断基準として原価の50%を著しい価値の下落とする」といった会計および監査上の判断基準は理論的に説明することはできない。また、リスク・アプローチでいえば、監査リスクの設定値(たとえば、多くの文献で想定される5%という値の根拠)、固有リ

スクや統制リスクの評価値(評価方法ではなく具体的な値)はここに含まれるであろう。これらの実践は理論的に説明されなくとも、実務的有効性が高いものは GAAS 化される資格が認められる(③)。また、②については多くの監査実践がここに含まれる。財務諸表項目に対する監査の手法など、監査実施上の技法や、監査意見の伝達方法など、監査報告上の実践などである。これらは理論的裏付けのもとに、帰納的に体系化される(④)。リスク・アプローチでいえば、監査リスクの構成要素やリスク・アプローチの原理、考え方などがこれにあたる。

次に、右辺であるが、監査理論に限らず多くの学問上の理論は他の科学や学問領域から論の立て方を学んでいることは容易に理解できる。ここではあえて説明を省略するが、監査保証(論)についていえば、その中核的理論である証拠論は法医学上の証拠理論から援用している部分が大きく¹⁾、また証拠論から派生する合理的論証という証拠類型は論理学の考え方を援用する部分が大きい²⁾。ただし、このように隣接する諸科学・諸領域の考え方を監査理論に応用する場合には、監査理論の

特性を考慮した上でその援用可能性について留意する必要がある（⑤）。このようにして生成された監査理論は、いわば「べき論」として演繹的に監査実務慣習に影響を与える（⑥）。

このようにして形成された実務慣習の中から、一般に公正妥当と認められたものが選択・要約され、GAAS を形成するのであるが（⑦），上に見たようにリスク・アプローチと監査保証は、その発生源泉を異にしており、GAAS が有する「実務上の指針」という側面からも、両者の GAAS への取り込まれ方に濃淡が見られるといえる。

3. リスクと保証—レトリックと制約条件—

周知のとおり、リスク・アプローチにおける「リスク」とは、特定の財務諸表項目（最終的には財務諸表全体）に、一定の重要性水準を超える虚偽の表示が含まれる可能性を意味する。すなわち、リスク・アプローチについて論じる場合には必ず「重要な虚偽の表示」との関連性が要求される。また、リスク・アプローチにおける固有リスクの評価、および統制リスクの評価は文字通り「評価」であり、その評価対象には主張は存在しない。（ただし、内部統制監査は「評価」ではなく「監査」（「証明」）の形をとり、「内部統制報告書」という主張が存在するが、その属性の問題から、ここでは別の議論である。）

これに対して、監査人が到達する結論は財務諸表の適正性に対する意見であることから、リスク・アプローチによる監査意見形成は直接的には適正性に対するものではないといえる。つまり、財務諸表項目、および財務諸表全体の各階層において「監査リスクは5%である」という監査人の判断は、「95%の確度で適正である」ということを表しているのではなく、あくまで「95%の確度で重要な虚偽の表示はない」という判断を示すものである。したがって、監査リスクの水準を、その補数をもって財務諸表の適正性の確度や保証水準に直接的に結びつけることはできない。

このことは、単に表現上の問題ではなく、リスク・アプローチを前提とした監査意見形成がいかなる性質を有するものであるのか、また監査リスクの水準は重要な虚偽の表示の可能性を表す以上

の事象を含意するものではないことを確認する上で重要であるといえる。つまり、リスク・アプローチは、監査意見形成のために監査人が駆使する手法、あるいは技術という意味でのアプローチの一つであり、それ単独で監査意見形成過程を説明することはできないという属性を有するものとして確認、理解することができる。

一方で、立証活動を証拠の集積としてとらえる「原理原則論」も、それ単独では財務諸表の適正性の立証を説明するものとはいえない。無論、監査の基本的性質である「立証対象—証拠—結論」という構図は、適正性命題という一般命題の立証という解明課題には正の方向性を有しており、いかなる制約条件からも解放された状況下においては可能なアプローチである。しかしながら、実際にはコスト・ベネフィットという社会科学上の不文律が制約条件として存在する以上、原理上は存在し得ても、事実上は適正性命題の立証に対する説明概念とはなり得ない。ただし、監査保証の基本的考え方はこのアプローチから派生するものであり、監査保証論の中心論点は立証活動における監査人の思考プロセスにある。この意味で、コスト・ベネフィットという制約条件を克服するために考案、開発されたリスク・アプローチが、財務諸表監査の原理上に存在する監査保証概念といかなる関係にあるか、またレトリックとしては不備があるリスク・アプローチと財務諸表の適正性の立証が、監査人の証拠活動によっていかに結びつけられるかを考察することは、両者の関連を整理する上で有意義であると思われる。

そもそも、特定の事象に関する立言（命題＝平叙文）は、一般的には真偽のいずれかの真理値を有する。しかし、その中には絶対的な真偽でなく、蓋然性を有した立言も多く存在する。たとえば、「P」という言明を、 c ($0 < c < 1$) の確信度で行った場合、「 $\neg P$ (P でない)」という言明を $(1 - c)$ の確信度で行ったことと同値である。このときの $(1 - c)$ を、言明「P」が偽であるリスクととらえるならば、確信度とリスクは補数関係にあるといってよい。このときの前提条件は、「P」と「 $\neg P$ 」が同時に起こりえない、二律背反の関係にあることである。

財務諸表監査における監査人の最終的な立言は、

適正意見の場合、「財務諸表は…適正である」であるが、これを単純に記述的にとらえた場合には二値論のレベルでとらえることができる。また、この言明が蓋然性を有するものとしてとらえた場合であっても、その蓋然性の発生要因を考慮外においた場合には、監査人の確信度が保証水準であり、その補数は「適正でない」可能性として理解される。このとき、「適正である」という言明と、「重要な虚偽の表示がある」という言明との間に二律背反性が成立するならば、保証水準と監査リスク（財務諸表全体レベル）が補数関係にあることの前提条件が満たされることとなる。

換言すれば、「財務諸表が適正である」とことと「重要な虚偽の表示がない」ことに同値関係が成立するためには、満たさるべき条件が多くあり、両者を記述的な側面から一面的に同じ意味としてとらえることはできない³⁾。

4. リスク・アプローチと証拠活動

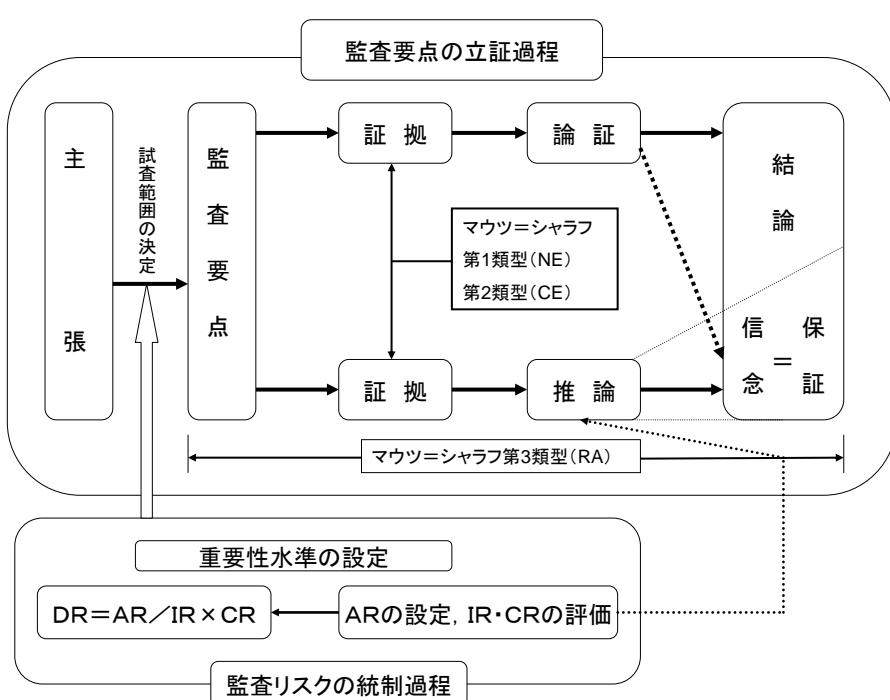
先に述べたように、リスク・アプローチは監査の効率性・有効性を求める監査実践からの要請と

いう外的要因を成立の源泉としているが、さらにいえば、監査対象企業の大規模化、多角化、国際化といった監査環境の変化、また「ビジネスとしての監査」を前提とした監査資源の効率的、かつ有効的な配分といった要因も影響している。他方で、大規模化、複雑化した監査対象企業は、経営管理ツールとしての内部統制を整備・運用し、その機能を充実強化する必要性に迫られた。このことが、内部統制の有効性の評価を通じて、監査人側に対して監査資源の効率的、かつ有効的な配分を可能とし、試査の前提条件が整備されるに至った。

このように、リスク・アプローチは元来は外的要因によって生成した手法であり（図1の②），その後多くの研究者によって理論的説明がなされたが（図1の⑤），その性質上理論的に説明が不可能な側面がある（図1の①）ことは先に指摘したとおりである。

ここでは、リスク・アプローチのこのような性質を考慮に入れた上で証拠活動から得られる監査保証との関連を図2にそって考察する。

図2 リスク・マップによる監査票上の注釈過程



監査保証論における証拠活動の基本的考え方は、すでに別稿⁴⁾にて論じたところであるが、本稿ではリスク・アプローチとの関連を考察するにあたり、その概要について今一度説明したい。

監査保証を説明するための証拠論は、Mautz & Sharaf による「証拠の一般的類型」にその基礎をおく⁵⁾。その理由は、①一般的ではあるが、それゆえ財務諸表監査において想定しうるすべての証拠が包含されていること、②想定しうるすべての証拠が三類型に分類されていること（シンプルであること）、③合理的論証（rational argumentation）を証拠の一類型とすることにより、証拠論を広く展開することが可能であること、である。

Mautz & Sharaf による証拠の一般的類型は、i) 自然上の証拠（natural evidence：図2中の“NE”）、ii) 創造上の証拠（created evidence：図2中の“CE”）、および iii) 合理的論証（図2中の“RA”）である。このうち、iii) 合理的論証の考察は、次のような Salmon による論証と推論についての説明が有効である⁶⁾。

「論証とは、裏づけとなる証拠に関連づけられた結論のことである。もう少し正確にいえば、論証とは、互いに関連しあうひとかたまりの立言のことである。論証は、結論となる1個の立言と、結論を裏づける証拠となる1個あるいは1個よりも多くの立言とから成り立つ。証拠となる立言は“前提”とよばれる。…（中略）…人間の知識の大部分は信念と見解とから成るが、こうした信念と見解の多くは推論の結果得られたものである。…（中略）…論証と推論の間には類似点が多い。論証も推論も、互いに関連しあう証拠と結論とから成り立つ。しかし主要な相違点は、論証がひとかたまりの立言から成る言語的な存在であるのに反し、推論はそうでないということにある。

第一に、論証の結論は立言である。ところが推論の結論は信念あるいは見解といったものである。…（中略）…論証では、証拠は立言つまり前提の中で与えられる。推論では、証拠は推論するひとのなかにあるはずである。証拠がひとのなかにあるということは、そのひとが証拠を知識、信念、見解といったかたちでもっているということを意味する。」

Mautz & Sharaf による証拠の一般的類型と、Salmon による論証と推論の説明に基づいて監査要點の立証過程を示したもののが図2である。監査人は、経営者の主張から認識された監査要點に対して、実証手続によって NE と CE を入手する。入手された NE と CE は事実認定の根拠となり、認定された事実は RA における前提として監査人の思考プロセスに投入される。監査人は、前提としての証拠をもとに論証を行うのであるが、一方で同じ証拠から推論という別ルートの思考を行う。たとえば、証拠の許容性や信頼性、あるいは当該証拠の証明力といった監査証拠の質的判断、また証拠の入手可能性判断に基づく証拠の量的判断はここでいう推論にあたる。その結果、一つの証拠活動における論証から得られた結論には、論証と同時並行的に行われた推論の帰結としての信念が付随することとなり、監査保証論ではこれを監査人の確信である保証として認識する。なお、図2中上段の「論証」から「信念＝保証」に至る破線は、立証対象が一般監査要點である場合、監査人は枚挙や類推といった帰納的論証（個別監査要點の場合には演繹的論証）を行うが、この場合に得られる結論が蓋然性を有するためである。

次に、監査要點の立証過程、および監査保証とリスク・アプローチとの関連について説明する。監査人は、リスク・アプローチ（監査リスクの統制）を実施することによって得られた発見リスクに基づいて試査の範囲、すなわち実証手続の実施範囲、実施時期、および実施方法を決定する。つまり、監査リスクの統制過程は、所与として設定された監査リスクを達成するための監査人の証拠活動に対して、いわば活動のフィールドを提供するものとして作用する。このことは、リスク・アプローチの第一義的な目的として理解されているところである。一方で、発見リスクを算出するためにインプットされた固有リスク、および統制リスクの評価結果は、立証対象として設定・選択された監査要點に対する推論の前提（証拠）として作用する。固有リスク、統制リスクの評価結果（値）は理論的に説明することはできないが（図1の①）、監査人の中に知識、あるいは見解として存在し、なおかつ監査人が結論に到達する前提（証拠）として思考プロセスにあることからされ

ば、監査要点の立証過程における推論過程を通過していると考えることは、理解として自然である。

5. 監査リスクの統制過程と試査範囲の決定局面における判断リスク⁷⁾

監査人の結論が蓋然性を持って形成される要因の発生源泉は、リスク・アプローチの作用点から考えた場合、証拠活動の開始前と開始後、すなわち監査リスクの統制過程と実証手続開始後に大きく分類される。リスク・アプローチが監査資源を有効かつ効率的に配分することを目的とし、これを達成するために実証手続の種類、範囲、実施時期を決定することから、実証手続開始後における証拠活動に起因するリスクとはその性質を異にする。

(1) 監査リスクの統制過程における判断リスクの発生要因

監査リスクの統制過程においては、監査人にインプットされる判断要素として、①重要性水準（原則として配分額）の決定、②監査リスクの設定、③固有リスクの設定、④統制リスクの設定、の各局面における判断リスクが発生する可能性がある⁸⁾。

① 重要性水準の決定における判断リスク

被監査会社や、被監査会社が属する産業の状況に関する一般的な調査と分析的手続の結果にもとづいて、初度監査の場合、同業種・同規模の企業に対する重要性の水準を参考にして、また、継続監査の場合、前年度に採用した重要性の水準に対する修正を加えて、それぞれの場合における重要性水準が設定される。現在の監査実践においては、売上高や総資産を基準として全体の許容額が決定され、決定された許容額を財務諸表の各構成要素に振り分けることが行われている。その意味では、このような経験則にもとづく判断は、ある程度の合理性を有する一方で、判断リスクも存在する。

また、個別に検知された逸脱額を集計して、財務諸表項目に割り当てられた重要性金額と比較する場合には、重要性水準は個別監査要点ごとに設定されないかも知れないが、この点は操作上の問題であること、また監査リスクと重要性の関連性から、ここでは判断リスクの構成要因として仮

定する。

② 監査リスクの設定における判断リスク

監査リスクは、リスク・アプローチにおける監査人の達成目標であり、所与のものとして設定される。したがって、その設定は社会的に許容される水準でなければならない。すなわち、特定の項目（最終的には財務諸表）に重要な虚偽の表示が含まれる可能性が顕在化しても、利用者の意思決定に影響を及ぼさない水準に抑制される必要がある。

このように、監査リスクの許容値の決定要因が抽象的であるため、その設定は判断リスクを必然的に伴い、判断リスクを伴った設定値が監査人の努力目標である発見リスクの設定に所与のものとしてインプットされる。

③ 固有リスクの設定における判断リスク

固有リスクは、経営者の適格性や誠実性、市場（商製品市場や労働市場）の不確実性、非日常的な取引の存在、当該企業の財政状態などから設定され、財務諸表項目に重要な脱漏や不実表示などの虚偽が含まれる可能性がより高いかどうかについての事実確認が判断の対象となる。したがって、①と同様にある程度の経験則から設定値が決定されるが、その決定には必然的に判断リスクが伴う。

④ 統制リスクの設定における判断リスク

統制リスクの設定は、監査計画段階における被監査会社の内部統制の予備的評価、および統制テストの実施による有効性の評価によって修正・決定される。内部統制自体に関する研究が進展したこともあり、判断対象が精緻化されているとはいえる、統制環境の評価など監査判断上困難な事象もあり、判断リスクをゼロにすることはできない。

(2) 監査要点の立証過程における判断リスクの発生要因

監査人は、リスク・アプローチによって与えられた場（実証手続の種類、範囲、実施時期）で証拠活動を展開するが、この過程においても判断リスクの発生要因が存在する。この発生要因は、①財務諸表監査における基本的な立証方法として、試査を採用しているという立証構造上の要因と、②不適切な監査計画、不十分な補助者の指導・監督、監査人側の不注意な行動や判断、真正性の欠

如した証拠の採択を含む監査証拠の不適切な評価といった監査人側の人的要因とが単独に、または複合的に関連して作用するためであると考えられている⁹⁾。一般的には、①は「サンプリング・リスク」、また②は「非サンプリング・リスク」と称される。以下、その概要と判断リスクとの関連について考察する¹⁰⁾。

① サンプリング・リスクの発生要因

a. 翻訳リスク

翻訳リスクは、基本命題である適正性命題を、経営者の主張をもとに観察可能な命題まで細分化する一連の作業（これを翻訳とする）の過程で生じる「翻訳のし残り」のリスクである。つまり重要な虚偽の表示が含まれる命題、すなわち本来であれば証拠活動において反証されるべき命題が設定段階で脱漏してしまう判断リスクである。

b. 抽出リスク

抽出リスクは、i) 翻訳済みの命題が、監査人に選択されないことによって、重要な虚偽の表示に結びつくリスク（命題レベルでの試査にもとづくリスク）と、ii) 個別監査要点を立証する証拠のうち、採用されなかつた証拠が重要な虚偽の表示に結びつくリスク（証拠レベルでの試査に基づくリスク）である。前者は、実証手続の実施過程で、誤った命題を選択するリスク、および誤った範囲を設定するリスクが判断リスクとして、また後者は実証手続の範囲を誤る判断リスクとしてとらえられる。

② 非サンプリング・リスクの発生要因

この種のリスクは、上述したように、監査が試査を前提として行われることとは無関係に発生する人的要因によるリスクである。監査判断が不完全であることを免れ得ないものである以上、このような人的要因によるリスクが発生することは必然であるといえる。しかしながら、この中には、監査人の認知と統制が働き易いものと、そうでないもの、あるいはその中間にあるものとが混在する。すなわち、不適切な監査計画、不十分な補助者の指導・監督、監査人側の不注意な行動や判断については、もしこのようなリスクが認識された場合には、正当な注意が正常に機能することを仮定として、監査人は即時にこれを修正する行動をとることが考えられる。これに対して、証拠の評

価については、明らかに偽造されたものや入手源泉が不明であるものについては監査人の認知と統制が働くが、そうでないものについては、証拠の質的、量的判断の過程にインプットされる。ここでも、監査判断が不完全であるとの仮定のもとに、証拠の評価に関する判断リスクが存在することとなる。

以上、監査リスクに作用する判断リスクを、リスク・アプローチ実施の前後で要約したが、次にこれらを図2にあてはめながら、監査要点の証拠活動と関連づけて考察する。

6. 判断リスクと監査保証

(1) 監査リスクの統制過程と監査保証

監査リスクの統制過程における判断リスク（前節 (1) ①～④）と保証との関連については、2つの考察が可能である。1つは、①～④の評価によって証拠活動の場（実証手続の種類、範囲、実施時期）が提供されたのであるから、当該証拠活動から得られた結論は、「与えられた場を前提とする限り真（偽）である」（ここでの真は、「（棚卸資産は）実在する」、「（棚卸資産の）評価は妥当である」など、偽はその反対を意味する）というものである。すなわち、証拠活動の冒頭で投入された「活動の条件」が、立証過程全体を貫通してそのまま「結論の条件」として作用するというものである。しかしながら、監査人の結論部分は二値論的な宣言であるため、「与えられた場を前提とする限り」という条件部分は監査人において内在化する。したがって、この条件部分は、監査人の自己の結論に対する確信、すなわち保証を構成する一要素としてとらえることができる。

2つ目の考え方は、①～④の評価過程において得られた知見が、発見リスクの算定が終了したと同時に監査人の思考から脱落するか否かである。すなわち、たとえば①で監査人が認知した同業種・同規模の企業に対する重要性の水準をもとに、被監査会社における当該監査要点の重要性水準を設定した場合、あるいはこれと④で認知した経営者の経営理念を考慮した場合、発見された虚偽記載に対してこのような認知事項が一切影響しないという考え方である。しかしながら、監査人の証

拠活動は NE および CE を基礎とした RA (合理的論証) をいう連續的な思考活動であることから、このように思考が分断されることを論証することはできない。すなわち、①～④における監査人の経験から得られた認知事項は、証拠活動における推論過程を通過するものとして理解される（図2 の破線部分）。

(2) 監査要点の立証過程と監査保証

次に、前節（2）の①で概観したサンプリング・リスクのうち a. および b. i) は、監査対象とすべき監査要点の設定段階に関連するものである（図2 の「主張」から「監査要点」に至る矢印）。すなわち、命題の「翻訳のし残り」と「抽出のし残り」が、監査人の証拠活動の起点を制約し、この制約が判断リスクとして結論に対する確信度に影響するものとして理解される。実証手続は、監査人の立証対象として設定された命題に対して実施されることから、本来選択されるべきであった、重要な虚偽の表示を構成する命題が設定（翻訳）されず、あるいは選択（抽出）されないまま実証手続が完結すれば、監査人はこれを検出することはできない。したがって、監査人が到達する結論は、「設定した立証対象のうち、選択されたものに対して実証手続を実施した範囲では」という条件付きで形成され、この条件部分が結論に対する確信として内形化する。

また、前節（2）①の b. ii) は、監査人の証拠活動における論証過程で、帰納的論証が実施された際に発生するものとして理解される。すなわち、統計サンプリングを実施する場合に、与えられた母集団に対する標本抽出上の誤謬や、属性サンプリングを実施する場合の属性抽出上の誤謬など、帰納的論証に適用する手法上の誤謬が発生するリスクである。この種のリスクは、証拠活動において形成される結論に対して、「調べた範囲では」という条件を付与し、この条件部分が結論に対する確信として内形化する（図2 の「論証」から「信念=保証」に至る破線）。

さらに、前節（2）②の、非サンプリング・リスクのうち、「不適切な監査計画、不十分な補助者の指導・監督、監査人側の不注意な行動や判断」については、上述したように、正当な注意が機能す

ることを前提とする限り、監査人の認知と統制が働き、最終的には監査人が認知しうるリスクはゼロとなることが想定される。しかしながら、監査人が認知し得ないエラーが、監査保証と結びつくか否か、結びつくとすればいかなる論理で結びつくかについては議論の余地があるところである。

非サンプリング・リスクのうち、証拠の評価に関する判断リスクは、質的評価（許容性や信頼性、あるいは目的適合性など）、および量的評価（十分性、入手可能性など）の判断過程に存在する。このような証拠の評価過程は、「前提（＝証拠：たとえば“証拠が許容される根拠”）－結論」という論証形式をとらないことから、本稿ではこの判断過程を推論過程としてとらえている。すなわち、明らかに偽造された証拠や、入手源泉が不明な証拠など、証拠の許容性判断によって容易に認知・統制しうる証拠は、監査要点の立証過程において事実認定の基礎となり、認定された事実は論証過程における前提（証拠）として機能する一方で、証拠の評価結果は推論の前提（証拠、ただし明確な論理立ては行われない）として作用し、特定の確信度（保証水準）をもった結論が形成される。

7. おわりに

以上、本稿ではリスク・アプローチと監査保証との関連について、GAAS 上での位置づけを議論の起点として、監査人の証拠活動上の位置づけ、および監査要点の立証過程における両者の機能について、監査リスクの発生要因と結論形成過程との関係から考察した。本来リスク・アプローチは、その生成源泉を外的要因におき、「重要な虚偽の表示」との関連で論じられるべきであり、これまでのリスク・アプローチをめぐる議論もこの点が忠心論点であったが、本報告では生成源泉を異にする監査保証との関連について考察を試みた。この中で、リスク・アプローチは監査実践の中ですでに浸透・定着し、「ビジネスとしての監査」の前提として GAAS に組み込まれてはいるが、オペレーションナルな局面では固有リスク、統制リスクの評価結果については理論的説明が不可能である点を指摘した。しかしながら、一方でこれらは監査人の証拠活動における推論過程を通過することによ

って、リスク・アプローチと監査保証を結びつけるものとして理解しうることを指摘した。

この中で、リスク・アプローチは、監査人に対して「証拠活動の場」を提供する一方で、監査リスクの統制過程で得られた事象が推論過程においても作用すること、監査要点の立証過程におけるサンプリング・リスク、および非サンプリング・リスクの評価過程においても監査保証の規定要因を認識することができることを中心に論じた。リスク・アプローチにおける算術的な監査リスクの評価は、監査資源の有効かつ効率的な配分という「ビジネスとしての監査」には有効な手法であるが、その評価・統制を受けて開始される監査要点の立証過程においては、リスク・アプローチの実施過程とは異なる思考活動が展開されることから、監査リスクと監査保証を単純な二値論で論じることが困難であることを示した。リスク・アプローチは、わが国において本年4月より開始される事業年度において実施される内部統制監査により、特に統制リスクの評価方法、および評価結果の利用方法に大きなインパクトを与える可能性がある。ただし、内部統制監査と財務諸表監査の関連、および派生する諸課題については未解明の部分が多い。

監査リスクと監査保証を論じる場合には、「重要な虚偽の表示」との関連からの考察はもとより、監査の本質的機能である証明機能、および監査人の証拠活動との関連からの議論が展開されるべきである。

[注]

- 1) 監査論上の証拠概念と法学上の証拠概念は、ともに主要事実の認定を間接事実の立証によって達成するという共通点を有し、その立証過程においては証拠力、証明力といった証拠能力の評価、あるいは「証拠の優勢」概念など監査論上に援用可能な考え方を見ることができる。詳細については岸【2004】を参照されたい。
- 2) 監査上の保証概念は、立証の結果としての結論に対して、当該結論に対する自己（立証活動を行った者）の確信度として説明することができる。詳細については岸【1998】を参照されたい。

- 3) 監査上の立証活動における論理構造（命題計算）に関する詳細については岸【2005】を、また重要な虚偽の表示と監査保証との関係については岸【2004】を参照されたい。
- 4) 岸【2002】を参照されたい。
- 5) R. K. Mautz, H. A. Sharaf【1961】。
- 6) W. C. Salmon【1963】p. 8。
- 7) ここでの考察は、内藤【1995】(151~155頁)に依拠している。本書では「判断リスク」という用語は使用されていないが、ここでは監査人が監査上の判断を誤る可能性を意味するものとしてとらえている。
- 8) 内藤（前掲書、152頁）では、このほか、⑤統制リスクに対する判断、⑥ゴーイング・コンサーン問題に対するリスクを指摘されているが、⑤は監査リスクの統制モデル（ $DR = AR / IR \times CR$ ）に②～④をあてはめることによって自動的に算出されること（この点は教授も指摘されている）、また⑥は本報告では対象外であることから省略する。
- 9) ここでの考察は、鳥羽【1991】に依拠している。
- 10) 鳥羽（上掲書）では、算術式の監査リスクの構成要素とは別次元からサンプリング・リスクと非サンプリング・リスクを監査リスク（過誤採択リスク）を構成する要素として説明されているが、本では監査リスクの統制過程を通じて決定された実証手続のフィールドにおいて、これら両リスクが発生するものとしてとらえている。

〔参考文献〕

- R. K. Mautz, H. A. Sharaf, *The philosophy of Auditing*, 1961, 近澤弘治監訳、関西監査研究会訳、『監査理論の構造』中央経済社、昭和62年。
- Wesley C. Salmon, *Logic*, Prentice-Hall, Inc., 1963, 山下正男訳『論理学』培風館、1973年。
- 伊藤滋夫『事実認定の基礎—裁判官による事実判断の構造』有斐閣、2000年。
- 岸牧人「監査保証論における事実認定と証拠」『会計』第166巻第4号、森山書店、2004年10月。
- 岸牧人「監査における合理的論証と保証概念」『大分大学経済論集』第50巻第3号、大分大学経済学会、1998年9月。
- 岸牧人「財務諸表監査における命題計算」『現代監査』

No. 15, 日本監査研究学会, 2005年3月。

- ・岸牧人「重要な虚偽の表示がないことに対する監査人の合理的な保証の構造」『月刊監査研究』第30巻第9号 (No. 358), 日本内部監査協会, 2004年9月。
- ・内藤文雄『監査判断形成論』, 中央経済社, 1995年。
- ・鳥羽至英「財務諸表監査理論における試査概念の位置づけ」日本監査研究学会サンプリングテスト研究部会編『サンプリングテスト』, 第一法規, 1991年。